

第五次長野県環境基本計画骨子(案)の概要

資料 1 - 2

第1章 計画の基本的考え方

- 1 計画の位置付け
 - 長野県環境基本条例第8条の規定により、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に規定する本県の行動計画を包含
 - 「生物多様性・自然環境の保全と利用」の生物多様性関係を「第二次生物多様性ながの県戦略」に位置付け
 - 「水環境の保全」を「第七次長野県水環境保全総合計画」に位置付け

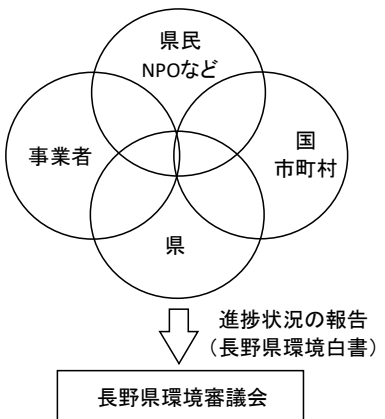
- 2 SDGsによる施策の推進SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指し、SDGsの視点を踏まえ施策を推進



- 3 計画期間2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間

- 4 対象とする施策の範囲
 - 持続可能な社会の構築に関すること
 - 脱炭素社会の構築に関すること
 - 生物多様性・自然環境の保全と利用に関すること
 - 水環境の保全に関すること
 - 大気環境等の保全に関すること
 - 循環型社会の形成に関すること

第5章 計画の推進体制等



第2章 現状と課題

<施策の柱>

1 持続可能な社会の構築 ※環境全般に共通した取組 【推進標語】 「 」	○地方公共団体においてはSDGs達成へ向けた取組の更なる加速化とともに、地域の優良事例の国内外への積極的な発信・共有と、更なるSDGsの浸透を目指した多様なステークホルダーに対するアプローチが期待 ○民間企業においても経営戦略の中にSDGsを据え、持続的な企業成長を図っていくことが重要。特に中小企業へのSDGsの更なる浸透が課題 ○人口減少による国内・域内需要や経済・社会・環境の担い手の減少などの地域活力の低下が懸念
2 脱炭素社会の構築 【推進標語】 「 」 〔長野県ゼロカーボン戦略 〔計画期間〕 2021～2030年度 〔基本目標〕 社会変革、経済発展とともに 実現する持続可能な脱炭素社会 づくり〕	○地球温暖化の確実な進行による猛暑日や大雨・無降水日の頻度増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、自然及び人間社会への影響 ○国内外の自治体における「気候非常事態宣言」の動き ○国において、地球温暖化対策推進法を改正し、基本理念に「2050年までの脱炭素社会の実現」を規定 ○本県における「気候非常事態宣言」（2050ゼロカーボンの決意）と「長野県脱炭素社会づくり条例」の成立、条例に基づく本県の行動計画である「長野県ゼロカーボン戦略」の策定
3 生物多様性・自然環境の保全と利用 【推進標語】 「 」 ⇒第二次生物多様性 ながの県戦略	○「開発、過剰な捕獲・採取」、「里山や草原の利用・管理の衰退」、「外来種の移入・分布拡大、水質の汚濁」、「気候変動の影響」などによる、野生動植物の生息環境の悪化 ○過疎化・高齢化等に伴う、適正管理されていない森林や草地等の増加や野生鳥獣の被害拡大等による、県土の保全機能の低下や里山景観の悪化が危惧 ○国際約束の30by30に寄与するため、自然公園の指定区域外の地域における保全と持続可能な利用の両立 ○山岳・高原の自然環境の管理や保全活動の担い手の高齢化により、活動の継承が困難
4 水環境の保全 【推進標語】 「 」 ⇒第七次長野県水環境 保全総合計画	○河川・湖沼の水質は長期的には改善が進んできているものの、湖沼の環境基準達成率は低位。諏訪湖については、ヒシの大量繁茂や湖底の貧酸素拡大が課題 ○水田面積の減少や市街化の進展による地下水の浸透量の減少。人口減少、過疎化・高齢化により森林、農地等において必要な手入れがされていない地域での、森林や農地等が持つ地下水の涵養機能の低下などが危惧
5 大気環境等の保全 【推進標語】 「 」	○大気環境について、光化学オキシダントを除く大気汚染物質は環境基準を達成。光化学オキシダントなどについては国内外からの移流による広域的汚染が懸念 ○アスベスト（石綿）を使用した建築物の解体作業の増加による周辺環境への飛散が懸念
6 循環型社会の形成 【推進標語】 「 」 〔長野県廃棄物処理計画（第5期） 〔計画期間〕 2021～2025年度 〔取組目標〕 「つくる責任 つかう責任」を 意識して循環型社会を実現 ～信州らしい生活様式へ～〕	○一般廃棄物については、総排出量、県民1人1日当たり排出量とも減少傾向。県民1人1日当たり排出量は全国の都道府県でトップレベルの少なさ。産業廃棄物については、建設業と製造業で増加傾向 ○産業廃棄物の排出事業者や処理業者による廃棄物の保管基準違反などの不適正処理が後を絶たない状況。また、不法投棄及び野外焼却の発見件数についても一定数存在

第3章 長野県の将来像 （概ね2030年頃※）

※次期総合5か年計画との整合を検討

- 持続可能な社会の実現に向け、県民一人ひとりがSDGsの意味を理解して日々の暮らしを見直し、誰もが環境に配慮した行動を実践
- 県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップが構築され、環境保全活動が活発化
- 豊かな自然や美しい景観、自然を活かした教育や里山の恵み豊かな暮らしなど本県ならではのライフスタイル、「地消地産」や「循環経済」など地域で資源が循環する持続可能な経済・社会システムなどが魅力となり、移住者や交流人口が増加
- 2050ゼロカーボンの実現に向けて、EV・FCV、高効率家電・事業用設備、ZEH・ZEBなどの普及により、社会全体で省エネルギーが徹底されるとともに、自家用車から徒歩・自転車・公共交通などへ移動手段の転換が進んだ脱炭素型まちづくりが実践
- 地域主導型の再生可能エネルギー事業により、地域資源を活かした再生可能エネルギーが普及拡大し、輸入依存の化石燃料から再生可能エネルギーで暮らしが営まれる持続可能な地域（エネルギー自立地域）に向けた取組が進展
- 気候変動による影響が県民に広く共有され、気候変動に対する緩和策と適応策が社会全体で総合的に進み、当該影響による県民生活や自然環境等への被害が最小化あるいは回避
- 様々な主体の連携・協働による自然環境の保全・再生活動を通じて自然環境エリアを拡大し、本県ならではの生物多様性が保全
- 農地や草原、森林の適切な管理や野生鳥獣の被害防止とともに、生物多様性の保全に配慮した農林業が営まれ、人々の生活と調和した美しい景観が保全
- 自然の恵みを活かして気候変動対策などの多様な社会課題の解決につなげる取組により、人と自然が共生する持続可能な社会が実現
- 生物多様性や生態系が暮らし・社会・経済の基盤であることが認識され、あらゆる主体が自然環境に配慮した行動を実践。行動の継続による美しい景観の保全と、それを求める県内外からの訪問

- 森林・農地等における水源の涵養が図られ、健全な水循環が保全。また、生活や経済活動において水資源が適正に利活用
- 本県に水源を有する8つの一級水系や諏訪湖、野尻湖など、県内の河川・湖沼・地下水等の水環境が良好に保たれ、安心安全な水が確保
- 清らかで美しい水辺環境が保たれ、人々が水に親しみふれあうとともに、水辺地にはその場にふさわしい水生生物が生育・生息し、豊かな生態系が保全

- 良好な大気環境が保全されるとともに、生活を脅かす有害化学物質などのリスクが削減され、安心安全な生活環境が維持

- 県民一人ひとりにSDGsのゴール12「つくる責任 つかう責任」の意識が浸透し、大量生産・大量消費型の行動の見直しがされ、環境負荷の少ない循環型社会が形成

第4章 計画期間中の目標と実施施策

基本目標	【現行】「共に育み 未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮らし」
環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進	・環境教育・ESDの推進 ・啓発活動の推進
パートナーシップによる環境保全活動の推進	・地域における協働の支援 ・各分野における協働の推進 ・海外との連携・協力
豊かな自然やライフスタイル等の発信	・信州の魅力発信による移住・交流の促進
環境影響評価による環境保全の推進	・環境影響評価制度の適切な運用 ・公共事業における環境配慮の推進
環境保全に関する調査研究等の強化	・環境保全に関する調査研究、情報発信の強化 ・水環境保全に係る調査研究の強化及び環境学習等の推進 ・調査研究等に必要の体制整備
徹底的な省エネルギーの推進	・運輸部門（交通）におけるエネルギー効率化 ・家庭部門におけるエネルギー効率化 ・産業・業務部門におけるエネルギー効率化
再生可能エネルギーの普及拡大	・地域主導型の再生可能エネルギーの促進 ・太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス発電、非木質バイオマス発電、その他の発電 ・熱供給・熱利用 ・再生可能エネルギー利用の促進 ・再生可能エネルギーと地域の調和の促進
総合的な地球温暖化対策	・産業イノベーションの創出支援 ・エシカル消費の促進 ・プラスチックの資源循環等の推進 ・森林整備による二酸化炭素の吸収・固定化等の推進 ・農業生産現場における取組の促進 ・気候危機に向けた連携 ・気候変動への適応
生物多様性の保全	・多様な動植物の保全対策 ・外来種対策の推進
自然環境（生態系）の保全	・自然が有する多面的な機能の向上と活用 ・持続可能な農林業の推進
自然とのふれあいの推進	・自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理 ・自然公園の整備と利用促進 ・自然体験活動の推進
水源の涵養と適正な利活用	・水収支の把握 ・地下水の涵養 ・水源地域の保全 ・水資源の適正な利活用
安心安全な水の保全	・水質監視 ・発生源対策 ・河川・湖沼の浄化対策 ・水に関する災害対策
親しみやすく生物を育む水辺環境の創出	・親水性に優れた水辺づくり ・水辺における生態系の保全 ・水辺の環境保全活動等の推進
水環境保全に係る調査研究の強化及び環境学習等の推進	・水環境保全に係る調査研究の強化 ・環境学習、情報発信等の推進
清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保	・大気環境の監視等 ・アスベスト（石綿）対策 ・騒音・振動・悪臭の防止 ・光害（ひかりがたい）対策等 ・放射能対策
化学物質による環境汚染の防止と対策	・ダイオキシン類対策 ・その他の化学物質対策
廃棄物の4Rの推進	・4Rの推進 ・地域循環圏等の形成
廃棄物の適正処理の推進	・廃棄物の適正処理体制の整備 ・廃棄物の不法投棄等の防止
■地域の特性に応じた取組の推進 ●垂直ゾーニング 山岳・高原、中山間地、市街地のゾーンごとに特色ある取組を記載 ●水平ゾーニング 10の広域圏ごとに、地域の個性を活かした取組等を記載	